

(別表1)

持続可能な畜産経営推進事業「重点支援メニュー」

1 事業実施主体（対象事業者）

補助金の交付の対象となる者は、県内事業者のうち、次のいずれかに該当する者

(1) 長野県内に農場を有する下記のいずれかの者

- ・ 1年間における畜産物の総販売額が50万円以上の畜産経営体
- ・ 畜産経営で認定を受けた認定就農者、または認定新規就農者

(2) 畜産クラスター計画に位置付けられた飼料生産組織（TMRセンターを含む）

前項にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- ・ 県税の滞納がある者
- ・ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他知事が適当でないと認める者

2 補助対象

(1) 取組内容

公共性の高い畜産環境対策（臭気、汚水）や飼養環境改善、エコフィードの利用拡大を目的とした取組。

(2) 対象経費

費目	内容	留意事項
建設費	施設の新設・増設に要する経費	
改修費	畜舎の改修および修繕に係る経費	軽微な修繕を除く
施設設備費	建物と一体不可分な施設設備の導入に係る経費	

3 補助率

1 対象事業者あたり

- ・ 事業費 300 万円まで 補助対象経費の 4 分の 3 以内
- ・ 事業費 300 万円を超える部分 補助対象経費の 2 分の 1 以内

4 補助額

下限 10 万円～上限 1,500 万円